七　新千歳空港

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道千歳市	北海道千歳市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	美々新千歳空港	美々（次の図面に示す部分に限る。）	

一　北緯四十二度四十九分二十六秒、東経百四十一度三十九分五十二秒の点
二　北緯四十二度四十八分五十九秒、東経百四十一度四十分九秒の点
三　北緯四十二度四十八分十秒、東経百四十一度四十分五十六秒の点
四　北緯四十二度四十八分二秒、東経百四十一度四十分十五秒の点
五　北緯四十二度四十七分五十四秒、東経百四十一度四十分二十四秒の点
六　北緯四十二度四十七分四十五秒、東経百四十一度四十分三十七秒の点
七　北緯四十二度四十七分二十六秒、東経百四十一度四十分五十一秒の点
八　北緯四十二度四十六分五十六秒、東経百四十一度四十分一秒の点
九　北緯四十二度四十六分三十九秒、東経百四十一度四十分二秒の点
十　北緯四十二度四十六分二十一秒、東経百四十一度四十分五秒の点
十一　北緯四十二度四十六分五秒、東経百四十一度四十分七秒の点
十二　北緯四十二度四十五分四十三秒、東経百四十一度四十分十三秒の点
十三　北緯四十二度四十五分二十九秒、東経百四十一度四十分四秒の点
十四　北緯四十二度四十五分十五秒、東経百四十一度四十分五秒の点
十五　北緯四十二度四十五分五秒、東経百四十一度四十分五十四秒の点
十六　北緯四十二度四十五分〇秒、東経百四十一度四十分四十二秒の点
十七　北緯四十二度四十五分八秒、東経百四十一度四十分二十七秒の点
十八　北緯四十二度四十五分二十秒、東経百四十一度四十分二十三秒の点
十九　北緯四十二度四十五分三十六秒、東経百四十一度四十分十秒の点
二十　北緯四十二度四十六分四秒、東経百四十一度四十分六秒の点
二十一　北緯四十二度四十六分十四秒、東経百四十一度四十分五十六秒の点
二十二　北緯四十二度四十六分十八秒、東経百四十一度四十分二十六秒の点
二十三　北緯四十二度四十六分二十四秒、東経百四十一度四十分十二秒の点
二十四　北緯四十二度四十八分五十秒、東経百四十一度三十九分四十六秒の点

備考
「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

八　札幌パークホテル

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで	北海道札幌市中央区	北海道札幌市中央区	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	南十条西三丁目一番一号	南十条西三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

一　北緯四十三度三分四秒、東経百四十一度二十一分四秒の点
二　北緯四十三度三分七秒、東経百四十一度二十一分二十九秒の点
三　北緯四十三度三分四秒、東経百四十一度二十一分四十秒の点
四　北緯四十三度二分四十八秒、東経百四十一度二十一分三十五秒の点
五　北緯四十三度二分三十八秒、東経百四十一度二十一分二十四秒の点
六　北緯四十三度二分四十四秒、東経百四十一度二十一分五秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。